

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

吉野政治

1

六国史において、動詞として使用された「御」は「治める」「いでます」「奉る」以下、十六もの意味を持っている。その多様な意味の拡がりそれぞれの使用率とを、中国文献におけるそれらと比較する時、いくつかの興味深い違いが見出せる。その中でも、最も日本的なあらわれ方として注目されるのは、『日本書紀』では動詞全用例中三割程度であった「いでます」の意を表わす「御」の用例が、六国史を下るとともに次第に増加し、『続日本後紀』以降では九割以上にも及ぶことである。^①

本稿は、この「いでます」の意味の「御」が、六国史以降に見せるきわめて日本的な変質の過程を追いながら、漢字と語形の関係、漢語熟語と文法の問題などについて考えてみようとするものである。

調査文献は、考察の対象となる動詞、およびそれから派生する敬

語接尾辞あるいは敬語補助動詞としての「御」が多用される正格漢文の六国史、及び平安時代中期以降の記録体公家日記などの漢字文献が主となる。したがって、語形を定めるのには、やや不十分な点があるが、その字の意味と働きを理解することはできるので、その点から解明していく方法を取る。例えば、『日本国語大辞典』に敬語接尾辞「御(ギョ)」を説明して、

動作をあらわす漢語に付き、その動作が天子またはこれに準ずる人のものであることを示す。

とある。これも意味・機能からの説明である。

これは「ギョ」という語形の明らかなものについての説明であるが、ただ、その用例の少ないことは、ロドリゲスの『日本大文典』にも「それは稀有であって、その名詞も限られている」と指摘する^②とおりであり、『日本語尾音索引・古語篇』『同・現代語篇』にも

「還御(クワンギョ・カンギョ)」「渡御(トギョ)」「崩御(ホウギ

ヨ)「入御(ニフギョ・ジフギョ・ジュギョ)」「帰御(キギョ)」「着御(チャクギョ)」「薨御(コウギョ)」「出御(シュツギョ)」「臨御(リンギョ)」「養御(ハツギョ)」の十語を収めるにとどまる。これ以外では、管見では寛永版本『吾妻鏡』等に見える「遷御(セングョ)」「下御(ゲギョ)」の二語を加え得るだけである。ところで、「タマフ」と訓読されるもので、右の「御(ギョ)」と同じく、動作をあらわす語に付き、その動作が天子またはこれに準ずる人のものであることを示している次のような「御」がある。

- 依_レ去_レ九日雷事、(天皇ガ)可_レ令_レ避_レ御所_ニ給_上否。…(中略)…
(寛永二年六月十四日)
(版本『吾妻鏡』)
- 爰有_ニ評議_一、不_レ可_レ去_レ御_之由_ニ定_レ訖。
(寛永二年)
- 將軍家自_ニ南階_ニ下_リ御_於庭上。
(同右 元久元年正月十八日)

さらに、「御」一字については特に訓むことなく、上置の動詞と合せて敬語の熟字訓を付す場合もあるが、これも同様の機能を果していることに違いはない。

- 車駕停_ニ御_内宮_ニ十箇日。
(新訂増補『統日本紀』天保十一年十一月三日)
(国史大系『統日本紀』七月十日)
 - 春日野の友鶯の鳴き別れ帰りますます間も思_ホ御_吾を
(『万葉集』十・一八九〇)
- さらにまた、訓みを確かめることのできない次のような例も、やはり同様に機能していることは理解できる。
- 太上天皇移_レ御新宮。
(新訂増補『統日本紀』天保十三年)
(国史大系『統日本紀』七月十日)

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

(親王) 戌尅着_レ御御袴。
(『春記』長曆二年十一月廿五日)

本稿では、以上のような訓みの相違するもの、不明なものについても配慮し、考察の対象にしていこうとするのである。

2-1

- 1 【徙御_{ウツル}】(天皇)徙_レ御南苑_ニ命_ニ文人_ニ賦_ニ七夕之詩_一。
(統紀・134頁・+10行)
- 2 【移御】太上天皇移_レ御新宮。
(同右・165・-4)
- 3 【遷御】天皇遷_レ御薬師寺宮。
(同右・202・-2)
- 4 【還御】天皇還_レ御大納言藤原朝臣仲麻呂第_一。
(同右・214・+3)
- 5 【臨御】天皇臨御。著客仰望。
(後記・15・+6)
- 6 【廻御】(天皇)崇朝之講竟而廻_レ御本宮。(統後記・127・-3)
- 7 【転御】上幸_ニ神泉苑_一。転_レ御冷然院。
(同右・209・-3)
- 8 【入御】鸞輿入_レ御東宮。
(三代・549・-4)

(用例の上の番号は後表における用例番号である)

動作をあらわす語に付いて、その動作が天子またはこれに準ずる人のものであることを示す「御」は、まず『統日本紀』以降の正格漢文体国史の中から纏ってあらわれはじめる。右に掲げた用例は、その全ての用例十一種のうち八種であるが、これらの例で注目され

るの上置された語(徙・移・遷・還・臨・廻・廻・転・入)が往来の意味の範疇に入ることである。前述のように、六国史では動詞用法の「御」の大多数が「いでます」——すなわち往来の意味の中に入るものであり、特に敬語接尾辞「御」の見えはじめた『統日本紀』以降では、その比率は八割を下らないものだったからである。

漢語熟語をその構成原理よって分類すると、「主語―述語」「述語―補語」「修飾語―被修飾語」「並列・選択」「同義語並置」等になるが、『佩文韻府』に載せる「御」の熟語の中で「同義語並置」の構成から成るものを列挙すると次のようなものがある。

- (イ)用いる……………服御
- (ロ)乗る……………駕御
- (ハ)寵愛する……………幸御^④
- (ニ)防ぐ……………衛御・壅御
- (ホ)治める……………統御・総御・督御・採御・綏御・薰御・專御・制御
- 御・鎮御・調御・撫御・匡御
- (ヘ)奉る……………進御・供御・奉御・献御
- (ト)往来……………徙御・移御・入御・幸御

前掲の六国史の用例のうち、中国にも用例を見出すことができるのは「徙御」「移御」「入御」の三例だけであるが、その全てが往来の意味の語を上下並置したものである。中国側の用例を次に掲げてお

く。

上輒修_二大内、將_二移御_一。

(宋書・呉玕伝)

后夫人將_レ侍_二君前、息_レ燭至_二于房中、釋_二朝服、襲_二燕服、然後入御。

(尚書・大伝)

朕徙_二御北徂、劬_二勞鞍甲_一。

(魏書・公朱荣伝)

この他に、「臨御」も同一漢字列のものを中国文献に見出せるが、日本側のものは「天皇がその場所へおでましになる」意味であるのに対し、中国の方は「君臨して統御する」の意味であり、「AしてBする」という「修飾語―被修飾語」の構成から成るものとして区別される。

以上のことから、六国史の用例中、前掲の「徙御」「移御」「入御」など中国側にその用例の見えるものもとより、「遷御」「還御」「臨御」「廻御」「転御」などの「御」も、本来六国史中に多用される「いでます」の意味の動詞用法に外ならないものと思われる。また、これらの熟語は往来の意味の語を上下並置したものであったと捉えることができよう。

2-2

中国側の用例において「徙御」「移御」「入御」「幸御」(前掲(ト))などの熟語中の「御」が、敬語接尾辞ではなく動詞として捉えられ

ることは、同じ同義語並置の構成から成る「服御」「駕御」「衛御」「統御」「制御」「調御」(前掲(イ)~(申))などの「御」が動詞として捉えられることと同じなのである。にもかかわらず、日本においては、往來の意味を語を上下並置した「徙御」「移御」「入御」などの「御」に限って敬語接尾辞化することになるのは、訓となったオハス・マス系和語の変化と漢字の上での中日の変化とが一致して影響を与えたためであろう。以下、これを詳細に述べる。

この往來を意味する語に付く敬語接尾辞「御」の訓みは、『今昔物語集』に「出御^{イデマシテ}」(巻一第九語)・「入御^{イリマシム}マシ時」(巻三二第七語)などオハス・マス系の語が見えるが、「天皇御^{ニハス}大殿^ニ」(書記・後208・+2)・「天皇御^{ニハス}大殿^ニ」(同上・後361・+5)など単独に動向して用いられる場合の訓みもまた同じくオハス・マス系の語である。即ち、このオハス・マス系の和語は動詞としての用法とともに敬語補助動詞としての用法をも併せ持つものである。従って、例えば「入^{イリマシム}御」の漢字「御」は、意味から言えば動詞の意味と敬語の意味とを併せ持つものであったが、動詞の意味は「入」の方に移り、「御」は敬語補助動詞に変化して行ったのであろう。これを進めたのが訓のオハス・オハシマスの動詞から補助動詞への変化である。このオハス・マス系の語を訓みに持った「御」と同じく、その訓みとなった和語の影響で敬語接尾辞化したと考えられる例が、「奉る」

の意味の語を並置した熟語の下位に位置する「御」にもいくつか見出せる。

【進御】 以^ニ猪鹿之類^一、永不^レ得^ニ進御^一。(統紀・248・+5)
スルコトヲ
 帝避^ニ正殿^一服^ニ錫紵^一、撤^ニ去常膳^一、進^ニ御蔬菲^一。

【奉御】 大僧都永手自煎^ニ茶奉御^一。(三代・134・-1)

【奏御】 修^ニ日本後紀^一訖、奏御。(同右・134・-4)

【供御】 今上謁^ニ太上皇於弘徽殿^一、談之後、供^ニ御看酒^一。(統後紀・126・+5)

將軍家入^ニ御左京兆小町亭^一。…(中略)…御安座以前供^ニ御御鐘^一。(貞信公記・233・+4)

以上が管見で拾い得た全ての例である。この意味の「御」は「嘗^ニ于殯宮^一。此曰^レ御^ニ青飯^一。」(書紀・後395・+4)などからマツル系の訓みが考えられるが、このマツル系の和語も動詞とともに敬語補助動詞の意味をも併せ持つものである。ただ、この意味の「御」は敬語接尾辞としては定着しなかった。マツル系の語には「奉」の字が多用され、「御」字そのものが使用されなくなったからである。

往來の意味の語の並置されている熟語の下位に位置する「御」が敬語接尾辞化することには、以上のような訓読上の問題とともに、中国語の単音節的性格と日本語の多音節的性格との相違の問題が係

わっているように思える。

「入御」を例に取れば、日本ではこの熟語全体の動詞の意味は「入」字によって理解し、「御」字の持つ動詞としての意味は認めがたくなっている。これは、中国漢文では一字一字が意味の纏りを持っている一単位であったのが、日本の漢文になると二字で一つの意味の纏り、独立の単位をつくろうとする。そこで、動詞としての意味は、より具体的な意味を示している「入」の字が担当し、「御」は敬語の意味を受けもつようになるからであろう。

同質の資料と考えられる六国史の中においても、早く奈良朝に成立し、もっとも正格の漢文に近い『日本書紀』には、この同義語並置の形ものは現われず、平安朝のやや和習を含む『統日本紀』以降の五国史、あるいは、それに続く記録体公家日記に盛んに現われるという事実がある(表参照)。いま往來の意味のもので公家日記にはじめて見出せるものを列挙すれば次のとおりである。

- 9 【御】 主上不_レ出御。(貞信公記・39・3)
- 10 【着御】 已_レ尅行幸二条宮。午尅着御。(九曆・45・5)
- 11 【渡御】 (天皇) 於_二中門_一從_二御輿_一下給。御_二西对_一後渡御。(御堂関白記・上・19・8)
- 12 【帰御】 (天皇) 次帰御之後、有_二作文事_一。(左経記・72・5)

- 13 【昇御】 東宮昇御、子供_二奉御共_一。(春記・8・8)
- 14 【上御】 中宮上御、事_二罷出_一。(御堂関白記・上・119・+6)
- 15 【過御】 (天皇) 過御之後各退出。(左経記・349・-3)
- 16 【発御】 齋王発御之路雖、不_レ可_二必忌避給_一。(師記・75・+6)

また、宮田裕行氏の調査されたところによると、平安時代の和文に見える漢語サ変動詞のうち、「具す」「制す」「奏す」などの一字漢語のものは八三語、「行啓す」「建立す」「呪詛す」「修理す」などの二字漢語のものは一二四語で、後者は前者の一・五倍もあり、しかも前者一字漢語のものは大和言葉と複合することが多いようである。

こうした事実も中国語の単音節語的性格から日本語の多音節語的性格へ変化していくことから生じたものと考えられよう。

さて、こうして動詞としての意味を失ない、接尾辞化していった「御」は、敬語としての機能だけを浮び上らせることになるが、前稿において、六国史では、動詞として使用される「御」はその意味にかかわらず、すべて天皇およびそれに準ずる者の行為に限って用いられることを見、それは公式令などで規定されたためであろうと推測した。その動詞が熟語の下位に位置したのであるから接尾辞化した「御」にもその規定は生きることになるわけである。敬語接尾

辞「御」が天子またはそれに準ずる人の行為をあらわす語だけに付くのは、こうした事情によるものと考えられる。

2-3

18 【停御】 車駕^{トトヲリヤス}停^ト御 関宮二十箇日。 (統紀・134・+10)

19 【留御】 天皇留^ニ御豊楽殿後房。 (三代・40・+1)

20 【坐御】 明年當^ニ御衰日、初坐^ニ御四方拜、頗可^レ有^ニ事忌^一。 (左経記・75・-6)

21 【籠御】 法皇御^ニ幸天王寺、三七日籠御也。 (百鍊抄・118・+3)

前節で扱った敬語接尾辞化した「御」は本来動作態の往來の意味の語であった。ところが、その訓となったオハス・マス系の和語は動作態の往來の意味とともに、存在態の有り・居りの意味をも併せ持った語である。そこで、中国では見られない存在態の有り・居りの意味の動詞「御」がすでに六国史の中で生まれていたが、その存在態有り・居りの意味の動詞が、前節で見た動作態往來の意味の動詞「御」と同じように、語形の安定と意味の明確化をはかるために、「停」「留」「坐」「籠」などより、具体的な意味を示す同義語を上置するようになる。その結果、熟語の下位に位置することになった「御」は動詞としての意味を稀薄にするという経過をたどって敬語

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

接尾辞化していく。こうして成立したのが【停御】【留御】【坐御】【籠御】など存在態有り・居り系の語に付いた敬語接尾辞「御」である。

3-1

22 【崩御】 太上天皇崩御後初七。 (三代・487・+8)

23 【薨御】 太閤薨御事、 (九曆・15・-4)

ところで、延喜元(九〇一)年に奉進された六国史最後の国史『三代実録』に「崩御」という語が一例ある。また藤原師輔の日記『九曆』の天曆三(九四九)年八月十三日条に「薨御」という語が一例見出せる。これらの「御」も動作をあらわす語に付きその動作が天子またはこれに準ずる人のものであることを示すものと考えられる。例えば、ロドリゲスの『日本大文典』に次のようにある。

(御は)時には名詞の或もの後に置かれる。然し、それは稀有であつて、その名詞も限られている。例えば、還御、公家関白かが家に還ること。崩御、天子様のおかくれ、出御、お出と同義。

しかし、「崩」また「薨」の語は「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶民曰死」(礼記・曲礼下)とあるように、敬語接尾辞「御」を必要とするまでもなく、その語自体が尊敬語で

ある。だからであろう、単音節語である中国語では「崩御」「薨御」の例を見ない。ところが多音節語である日本語ではこれ以降次第に多用されていき(表参照)、次のような使用規定めくものさえ書かれるようになった。

崩御とは帝王院法王御隠事也。(沙汰末錬書)

天皇ノ死ヲ謂「崩御」、皇后モ亦稱「崩御」、或不稱「崩御」ニ薨御。

(故実拾要)

薨御ハ親王女院攝家大臣以上ヲ云、(故実拾要)

しかしまた、一方では伊藤梅宇の『見聞談叢』などのように、その使用には否定的な意見も付いてまわった。

本朝の令に親王及三位以上の死し玉ふを薨と云ふ。五位以上及皇親を卒と云ふ。六位より平人までを死と稱す。勿論、天子は崩と稱す。しかれども崩御薨御と稱することは昔より次の世話にとは令に見えず。

「崩御」「薨御」の「御」が前節までに扱ったものと異なるのは以上のことだけではない。前節までに扱った同義語並置の形から変化した熟語では、上位に位置する語も下位に位置する語も本来それぞれ独立した用法を取るものであった。例えば、「鸞輿入_二東宮」(前掲用例8)は「鸞輿入_二東宮」でも「鸞輿御_二東宮」でも成立し得る。ただ、前者では敬語意識が欠けており、後者では鸞輿が東

宮に入ったのか出たのか、あるいは他所から移ったのが明確にならないだけである。しかし、「崩御」「薨御」では、「太上天皇崩後初七」「太閤御事」は成立するが、「太上天皇崩後初七」「太閤御事」では死亡の事柄を伝えず文として成立しない。即ち「崩御」「薨御」の「御」は本来それ自身独立せず、動詞としての意味・機能は上位に位置した語のみが、はじめから担っているのである。こうした「御」の例は、すでに『万葉集』に一例見えていた。

35 【思御】春日野の友鶯の鳴き別れ帰ります間も思御吾を

(十・一八九〇)

しかし、連続的に、多量に現われたすのは、平安時代も中頃に入っ
てからの『三代実録』の「崩御」、「九曆」の「薨御」以後のことである(表参照)。いま、繁雑を避け、『春記』までの初出例を列記する。

24 【奇御】通_レ夜御所辺不_レ閑、奇御間、

(御堂関白記・中・181・+6)

25 【惱御】冷泉院痢病惱御由示来、

(同右・中・17・-1)

26 【憚御】就中勅封御書新帝有憚御敷、

(左経記・429・-4)

27 【忌御】抑土用間触_二御産_一可_二忌御_一事

(同右・197・+9)

28 【慎御】卜申云、病事可_二慎御_一者、

(同右・382・+9)

30 【歎御】参_二御前_一、内々奏_二此之由_一、有_二深歎御之由_一、

- 31 【煩御】 早旦為_二御使_一參_二東宮_一、日者煩御也、
(春記・97・+3)
- 33 【驚御】 御覽之後、太以驚御、
(同右・321・-2)
- 34 【感御】 天氣感御云々、
(同右・93・+10)
- 36 【痛御】 此間猶苦痛御也、
(同右・316・-9)
- 37 【聞御】 主上_二聞御_一云々
(同右・180・+1)
- 39 【動御】 主上_二聞御_一云々
(同右・224・-7)
- 40 【乘御】 御體一分不_二傾動御_一、
(同右・105・+11)
- 41 【下御】 次移_二乘_一御手車、
(左経記・64・+5)
- 42 【飲御】 主上飲御了撤之、
(同右・262・+9)
- 43 【着御】 院着_二御々唐衣裳_一了、
(春記・316・-2)
- 44 【除御】 御錫紵日時 着御 今月十九日丙申時戌四點 除
御 廿一日戌時戌四點 (左経記・441・+10)
- 45 【脱御】 今上着_二御錫紵_一、廿一日脱_二御錫紵_一、
(同右・446・+3)
- 46 【結御】 天皇披覽之、如_レ本又結御了同置之、
(春記・121・+7)
- 47 【解御】 (主上) 解_二御々裝束_一了云々、
(同右・199・+9)

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

- 50 【捐御】 彼御殿願覆問、御體如何云、一分無_二捐御_一、
(同右・97・+1)
- 51 【休御】 主上御歎息無_レ極、悲泣不_二休御_一、(同右・184・-4)
- 52 【勞御】 御心地不例、又御腰勞御、太以不便事也、
(同右・188・-1)
- 53 【拜御】 主上小拜御了、
(同右・198・-6)
- 54 【冷御】 水口大廣、(主上) 無_二間斷_一可_二冷御_一云々、
(同右・224・+7)
- 55 【沃御】 主上猶沃_二御水_一云々
(同右・225・+6)
- 56 【止御】 玉體頗減氣御座云々、沃_レ水猶不_二止御_一云々、
(同右・225・-1)
- 58 【発御】 大内御惱発御云々、(御堂関白記・中・161・-1)
- 59 【果御】 就_二佛神事_一御祈願、未_二果御_一之故也、
(春記・180・-4)

これら動詞として自立することのない「御」も、前節までに見た「御」と同じくオハス・マス系の語で訓まれ得るものである。例えば、28【慎御】の用例として掲げた「病事可_二慎御_一者」は「其中院并宮可_二慎御座_一云々」(左経記・175・-11)と対応でき、35【思御】の『御堂関白記』の用例「昨佛経如意不日奉仕、悦思御無_レ極、是依承行也」(中・55・+3)は同じく『御堂関白記』の「御惱極重、

為^二他行^一心細久思御座^一」(中・112・+)に対応でき、58【発御】の用例「大内御惱発御」は『御堂閑白記』の「大内御惱發御座」(中・161・-3)と対応できる。

このオハス・マス系の和語を媒介とすることで、本節で扱う「御」と前節で触れた存在態有り・居りの意味の「御」とは結がり合うこととなる。

前掲用例中、24【^稀奇御】・25【惱御】・26【憚御】・27【忌御】・28【慎御】・30【歎御】・31【煩御】・32【驚御】など心理的情態を意味する動詞を上置する例が多い。しかも、その動詞の語幹はシク活用形容詞のそれと関係するものが多いが、これはオハス・マス系の訓みを持つこれらの「御」が、本来は「ある心理情態で、そこにいらっしゃる」という意味の動詞であったことを推測させる。ところが存在態有り・居りの意味の尊敬語動詞オハス・マス系の語が動詞に続いて用いられると、「……ていらっしゃる」「……であらせられる」の意味で敬語補助動詞化する。例えば、

まことの懸想をしかりぬべきに、さうくしう思ひおはす。

(源氏・若紫)

大将いとわびしう聞きおはす。

(源氏・賢木)

源氏のおとども……心細く事繁くもおぼされて、歎きおはす。

(源氏・薄雲)

などの「思ひおはす」「聞きおはす」「歎きおはす」は、本来「思っている(聞いている・歎いている)情態で、そこにいらっしゃる」の意味であったが、オハスは上の動詞に尊敬の意味を添えたものにならなくなって「思つて(聞いて・歎いて)いらっしゃる」の意味に変化する。その「思ひおはす」「聞きおはす」「歎きおはす」を漢字表記したと考えられる35【思御】・37【聞御】・30【歎御】も同様である。即ち、【思御】【聞御】【歎御】は、本来「修飾語―被修飾語」の構成から成るものであるが、「御」はその訓オハス・マス系の語の特性により敬語接尾辞化することになるのである。従つて、前節までに扱った「往来」「有り・居り」の意味の語を並置した熟語中、下位に位置した「御」が上置した同義語との関係で意味が曖昧になり、動詞としての独立性を稀薄にして敬語接尾辞化したのは、その成立を異にしている。「御」の上接の語が「往来」「有り・居り」の意味に限定されないのはこのためであろう。

3-2

「同義語並置」あるいは「修飾語―被修飾語」の構成のいずれであらうとも、敬語接尾辞「御」が、往来あるいは有り・居りの意味の動詞から変化したものであるかぎり、それがオハス・マス系の和語で訓まれることは必然であった。しかし、その出自が次第に見失

われ、単に尊敬の意味を示すだけのものと意識されたすと、オハス・マス系の訓である必然性は失われてくる。それと同じ敬語補助動詞としての機能を果すものであれば他の訓でも不都合ではなくなる。例えば、タマフと訓まれた次のような例が寛永版本『吾妻鏡』にある。

(姫君) 御目上腫御。
(正治元年
六月十四日)

御台所并姫君依_レ憐愍御。
(文治二年
九月十六日)

また第一節に掲げた「去御」「下御」の「御」もタマフと訓まれている。確実なところは、管見では右の江戸初期の例が最も古いが、あるいは平安時代中頃からタマフと訓まれていたのではないかと思わされるふしがある。それは『御堂関白記』寛弘七(一〇一〇)年十月廿三日条に

人々会_ニ中宮御方_一、御渡御。

とあるが、翌廿四日条には同記事を叙して、

上達部殿上人参_ニ宮御方_一有_ニ酒饌_一、入夜退出、御渡給。

とあること、また『春記』長久元(一〇四〇)年九月五日条に

已刻許藏人章行送_レ書云、従_ニ今朝_一有_ニ玉體不預事者_一。又相次有_ニ

召、仍馳参、即参_ニ御前_一。此問惱御、甚以不便也。女房云、従_ニ卯

時許_ニ惱_ニ御々腰_一御及頗々也、只今有_ニ御湯殿事_一、而猶以重惱給、

以此由_ニ今朝遣_ニ仰関白許_一、而依_ニ重日_一不被_ニ参入_一也、重惱御由

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

重可_ニ参啓者_一。

と「惱御」「惱給」を混淆していることである。また、敬語補助動詞の用法であるかどうか不明であるが、『色葉字類抄』に「給_ヲ賜_ル賜御(下略)」「黒川本」とあるのも参考になる。

313

ところで、「往来」「有り・居り」の意味の動詞を並置した構成から成る熟語の低位部分に変化して、敬語接尾辞化したという出自が忘れられると、「御」は必ず上置動詞に直接結合しなければならぬ必然性もなくなるわけである。次のような例がわずかながら見出せる。

宮上_ニ御曹司_一御、
(御堂関白記・中・22・1)

主上乘輿出_ニ南殿_一御。
(水左記・20・1)

また、「修飾語―被修飾語」の構成の熟語の低位部分に変化したものにも次のような例が見出せる。

(主上) 今夜着_ニ御直衣_一御。
(春記・53・1)

(主上) 沃_レ水御無_ニ間断_一云々。
(同右・224・1)

上皇御憤、頻惱_ニ叡慮_一御。
(吾妻鏡・1・28・1)

先帝没_ニ海底_一御。
(同右・1・144・1)

將軍家叙_ニ従二位_一御。
(同右・3・166・+5)

七七

このように、「動詞+補語+御」の形を取る時、「御」はすでに敬語接尾辞というより、敬語補助動詞と呼ぶにふさわしいものに変化していることを形の上から示すことになる。

さらに、次のように「令+動詞+補語+御」の形を取るものがある。

初齋宮令_レ入_二野宮_一御云々。(吾妻鏡・三・229・+9)

將軍家令_レ移_二前右馬権頭亭_一御。(同右・三・306・+7)

賢所神璽令_レ着_二今津辺_一御。(同右・一・150・-5)

(天皇) 雖_レ令_レ逃_レ事御、於_二天責_一如何。(春記・80・+2)

(院) 唯可_レ令_レ垂_二賢察_一御。(吾妻鏡・一・102・+11)

將軍家御疱瘡、頗_レ令_レ惱_二心神_一御。(同右・二・639・-3)

(將軍家) 仍_レ令_レ恠_二其意趣_一御之処。(同右・二・694・+2)

三帝向親王、令_レ懷_二配流之恥辱_一御哉。(同右・二・797・-3)

このような「令+動詞+補語+御」の形を取る「御」は記録体にか見えないが、このような形を取ることにについては、おそらく和文体の影響があるものと思われる。例えば、

a 八日、高陽院焼亡、天皇渡_二御冷泉院_一云々、

(百鍊抄 天喜二年正月八日)

b 太弟入_二御西對休慮_一、

(小右記 万寿元年九月九日)

c 今晚上東門院自_二大内_一出_二御院西對_一、

(左経記 長元九年四月十八日)

の記事は『栄花物語』では次のように書かれる。

a' あさましき事は、正月八日又焼けぬ。冷泉院に内・中宮と渡らせ給ぬ。(卷三六)

b' (春宮) 寝殿に南面より入らせ給て、御座につかせ給ぬ。(卷三三)

c' 女院も京極殿に出でさせ給ぬ。(卷三三)

「渡御」「入御」「出御」という語は、和文体では「渡らせたまふ」「入らせたまふ」「出でさせたまふ」という言い方に対応していることが窺われるのであるが、これは「御」による待遇度が和語「す(さす・しむ) + たまふ」という二重尊敬に相当するものであることを示している。ところが、この和文体での「動詞+す(さす・しむ) + たまふ」に対応する記録体での一般的な表記は「令+動詞+給」である。この「令+動詞+給」の「給」字にかわって、オハス・マス系の語の束縛から解放されタマフとも訓まれるようになった「御」字が使用されたものと思うのである。ただし、この「令+動詞+(補語)+御」の形で「御」が用いられるのは、天皇・上皇・先帝・將軍家・三種の神器・齋宮に限られており、その点、さらに低い身分の者にまで使用される「給」とは区別される。つまり、公式令で規定されたと推測した使用範囲はやや緩みながらも、依然として生きているのである。

一方、動作を表わす語に直接結合して熟語の形を保つものも衰えずに更に多用され続ける(表参照)。そのうち特に使用頻度の高い「還御」「遷御」「入御」「出御」「渡御」「崩御」などは、主語も補語も取らず、その字面だけで次の例のように一種の符号のような使われ方をするようになった。

頃之參内、御齋食供居、先之僧供、上達部饌居了、出御、次有召、内府以下余以上着御前座、次大僧正有召着座、御齋食了僧退、次入御、公郷退、

(左経記・419)

このように、多用されて字面が固定化され、一種の符号のような使われ方が可能となると、改めてこれらの語は字音読みされたものではあるまいか。すでに『伊呂波字類抄』に「還御」「渡御」の例が見えるが、次の例も字音読みの古い方の例となろう。

自高倉東門、入御御寢殿了、

(春記・46・+10)

猶撤御膳之後、令還御給可宜事也、

(同右・122・+1)

さらに和漢混淆文や和文の中にも字音読みされた「還御」「崩御」「婦御」などを見出すことがある。

然レバ王宮ヨリ使来テ還御ノ遅キ事ヲ奏ス。

(今昔物語集)

さて都には伯耆よりの還御とて世中ひしめく

(増鏡)

敬語接尾辞としての「御」の成立と展開

上皇つみに崩御なりぬ。

(平家物語)

国母定めて婦御の志あらん歟。

(源平盛衰記)

このように和漢混淆文や和文の中にも字音読みの語が使われたのは、確かに漢語が固有の国語より簡潔で丁重だという観念があるからには違いない。しかし、その選択が可能となったのは、本来固有の国語を託していたものが多用されて字音読みされたからであって、生の漢語を選んだわけではない。一種の和製漢語を選択したのである。

あとがき

オハス・マス系の語の訓みを持つ動詞「御」を源とする流れをあとづけることに急で、その流れを生んだ力に対する考察が熟していない点不充分なものとなった。とりわけ、漢語熟語の構成に対する理解が中国と日本とで異なる点は重要なことであるが、この問題については、調査対象をかえて後稿に期すつもりである。

なお、末尾に本文中で取りあげることのなかった用例を含めて、それぞれの用例の使用頻度を示す表を掲げておくことにする。

		有 居				往										来					上接動詞意味									
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	用 例	番 号		
忌御	憚御	悩御	奇御	蕪御	崩御	籠御	坐御	留御	停御	去御	発御	過御	上御	昇御	帰御	渡御	着御	出御	入御	転御	廻御	臨御	還御	遷御	移御	徙御	用 例 書 目			
																												金 石 文		
																											上宮法王帝說			
																											古 事 記			
																											風 土 記			
																											万 葉 集			
																								1			高 橋 氏 文			
																											古 語 拾 遺			
																											日 本 書 紀			
									1															1	2	5	1	統 日 本 紀		
																							1		2		統 日 本 後 紀			
																				1	3			4	9		統 日 本 後 紀			
																							2		4		文 德 実 録			
						1		4											1		1	7	3	14	4		三 代 実 録			
																											日 本 豊 異 記			
																											将 門 話 記			
																											陸 奥 話 記			
																		5						11	16		貞 信 公 記			
				1													1	5	1					14	2	3	九 曆			
		2	1										1			15	1	7	28					38	1		御 堂 閔 白 記			
3	1				1	3					1				7	8	2	80	31					60	23		左 經 記			
8		4												3	1	38	12	108	69					56	14	1	春 記			
					1											1	1	7	4						12	12		水 左 記		
									1				1	11	11	12	66	11							13	6	2	帥 記		
						19	1								1	90	11	26	31	1					84	46	1	百 鍊 抄		
					18	23				4						168	35	125	254							171	12		吾 妻 鏡	
																												栄 花 物 語		
																												大 鏡		
																												今 鏡		
						3																		1				水 鏡		
																								2				増 鏡		
						11												4										保 元 物 語		
																		2							1			平 治 物 語		
						10													4	7					14			平 家 物 語		
						14									2		1	9	6						35			源 平 盛 衰 記		
11	1	6	1	19	83	1	3	4	1	4	1	1	1	4	22	331	76	448	443	2	4	8	522	160	20	1	合 計			

注① 拙稿「六国史における『御』という字の動詞用法について」(同志

社国文学・14)

② 土井忠生訳注「ロドリゲス日本大文典」五七〇頁

③ 『佩文韻府』に収載するものは熟語・成句雑多であり、難解なものが多いため、一々原典にあたり、その注釈書等を参考にした。ただ一々の用例を分類するにあたって、同一用例でも注釈書間で相異なる語構成に解している場合がある。この場合適宜判断したが誤りはまぬがれまい。

④ この「幸御」と(ト)の中の「幸御」は同義語並置という熟語構成は同じだが、意味においては「寵愛する」と「往来」とであり異なるものである。

⑤ 「平安時代和文における漢語を構成要素にもつ語彙について」(東洋大短大紀要)

⑥ 例えは、「遠居御所、行政不便、宜御よじや近処こ」(書紀・後・315・

3)、「天皇脱履、御閑之日」(統後紀・154・1)、「擬還なげ五條宮、暫御みま大臣第、為な避忌ひき也」(三代実録・25・1)など。

⑦ 『倭訓栞』に「たまふ 給ノ字賜ノ字などをよめり。(中略)今は貴ふ詞となれりよて、御ノ字をよめる事東鑑にもみえたり。」とあり、『同』増補語林には「たまふと云詞に三句の品あり、一には御衣をたまふ御酒をたまふなど、云は賜ノ字、又給ノ字、二には貴人の事をいふに、見たまふ聞きたまふ出でたまふなど、云は御ノ字也(下略)。」とある。

テキストとして使用したもので主なもの次のとおりである。六国史・四鏡・『百鍊抄』『吾妻鏡』は新訂増補国史大系(普及版のあるものはそれを利用、『吾妻鏡』は必要に応じて寛永版本を用いた)。公家日記は大日本古記録・増補史料大成。

編集後記

玉井さんからは羽仁新五の近代文学研究についての蘊蓄を傾けた大作を、山田君からは宝永期の近松解明のために『傾城吉岡染』の方法の考察を、そして向井さんからは『曾根崎心中』の「観音めぐり」の復活を喜ぶ視点が寄せられた。浅野君は漢語の浸透を述語の文法的性格によって解明し、蜂矢君は形容詞の成長を重複と母音交替とから考え、吉野君は和漢の混淆を敬語接尾辞「御」の成立・展開を通して扱った。論文はそれぞれに野心作であることを喜び、編集子に代って急に執筆した事情を付記して筆をおく。

(松下貞三)